

(4) 多様な住まい・サービス基盤の整備

中山間地域等の条件不利地域も含め、高齢者が住み慣れた地域で自分の希望に沿った介護サービスが受けられるようにするため、地域の実情に応じた施設・居住系サービス基盤の整備や高齢者向け住まいの整備を推進することが必要です。

多様なサービス基盤の整備促進()

【現状と課題】

- ・後期高齢者人口の増加に伴い、県内の要介護認定者数は増加していくことが見込まれており、これに対応するために必要なサービスを提供する介護基盤の整備が必要です。
- ・前期計画に基づき、施設・居住系サービスを中心とした介護基盤の整備を行うなど、一定程度の整備は進んでいますが、小規模多機能型居宅介護等の整備については、計画値を下回っています。
- ・さらに、県内の特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）への入所申込者のうち、在宅で要介護度が3以上等の早急に対応が必要と考えられる方は988人（平成31年（2019年）4月1日現在）であり、これらの方々に対する対応や、2025年・2040年の高齢者人口推計等を踏まえたサービス基盤の整備が必要です。
- ・また、介護保険施設や養護老人ホームについては、老朽化が進んでいるところも多く、一部の施設（昭和56年（1981年）以前に建築された施設）においては、耐震基準を満たしていない状況です。

【目指すべき方向】

- ・施設・居宅系サービスを中心とした介護基盤の整備については、今後の市町村や高齢者福祉圏域における高齢者人口の動向を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で状況に応じて必要なサービスが受けられるよう、小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスを中心に整備を進めます。
- ・在宅における要介護度の高い人や認知症の症状の重い人等に適切な介護サービスを提供するために、必要な施設・居住系サービスを整備します。
- ・老朽化した介護保険施設や養護老人ホームについては、改築等を支援して、安全性を高めるとともに、入所者の生活環境の向上を図ります。

【個別施策】

施設・居住系サービスの整備

- ・在宅で重度の要介護度の人や、要介護度が軽度であっても認知症で介護が必要な高齢者に対応するため、施設・居住系サービス等の整備を図ります。

- ・耐震化されていない施設を含め、老朽化した介護保険施設や養護老人ホームについて、必要な改築等を支援します。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

- ・地域密着型を中心に必要な介護老人福祉施設を整備します。

介護老人保健施設

- ・介護老人保健施設は、必要数が確保できていると考えられるため、新たな整備については計上しないこととします。
- ・なお、平成 18 年（2006 年）7 月 1 日から平成 30 年（2018 年）3 月 31 日までに療養病床から転換した介護老人保健施設が、介護医療院へ転換する場合も考えられますが、運営主体の意向を踏まえ、適切に対応していきます。

介護医療院

- ・平成 30 年度（2018 年度）から新たに創設された施設類型です。介護療養型医療施設が令和 5 年度（2023 年度）末をもって廃止されることから、療養病床からの転換により介護医療院は増加していますが、引き続き運営主体の意向を踏まえ、適切に対応していきます。

介護療養型医療施設

- ・介護療養型医療施設は、令和 5 年度（2023 年度）末をもって廃止されることから、介護医療院等の介護保険施設や医療保険適用病床への転換等について、引き続き運営主体の意向を踏まえ、適切に対応していきます。

特定施設入居者生活介護

- ・養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）及び有料老人ホームにおいて、介護を必要とする人が増えているため、既存又は新設の一定の定員について、施設としての介護サービス（特定施設入居者生活介護）が提供できるように適切に対応していきます。

地域密着型サービス

- ・市町村の計画に基づき、小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの整備が進むよう支援していきます。

介護保険施設以外の施設

- ・ 養護老人ホームについては、必要数が確保できていると考えられることから、老朽化に伴う改築等を支援します。
- ・ 軽費老人ホーム（ケアハウス）については、必要数が確保できていると考えられることから、現状定員数を維持することとします。
- ・ 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅については、近年大きく増加しており、多様な介護ニーズの受け皿としての役割を担っていることから、各市町村との情報連携を図り、適切に対応していきます。
- ・ なお、当該施設の設置については、県（熊本市を除く。）への届出（登録）制であることから、整備数については計上しないこととします。

【特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の整備状況】

	現 況
有料老人ホーム（単位：人）	10,018
サービス付き高齢者向け住宅（単位：戸数）	2,674

令和2年12月末時点

【各期における主要なサービスの整備状況・計画】 （単位：人）

施設・居住系サービス等の種類	第6期末 整備数	第7期 （見込み）	第8期 （計画）
介護老人福祉施設	9,198	234	231
広域型	7,327	80	86
地域密着型	1,871	154	145
介護老人保健施設	6,598		
介護医療院		1,437	
特定施設入居者生活介護	1,641	191	326
認知症高齢者グループホーム	3,057	216	203
小規模多機能型居宅介護事業所 （看護小規模多機能型も含む）	3,597	238	99
合 計	24,091	2,316	859

整備数は整備着手年度（期）ベース

個室・ユニットケアの推進

【現状と課題】

- ・介護保険施設や養護老人ホームの整備に当たっては、より在宅に近い居住環境で質の高いサービス（ケア）が提供されるよう、一人ひとりの個性や生活リズムを尊重した個別ケアの充実が求められています。
- ・そのため、入居者に在宅に近い生活環境や個々の生活リズムに合わせ、職員とのなじみの関係の中で質の高いサービス（個別ケア）を提供するため、個室・ユニットケアを推進していく必要があります。

【目指すべき方向】

- ・入居者の個性と生活リズムを尊重した個室・ユニットケアを推進していきます。

【個別施策】

個別ケアの充実に向けた施設環境の整備

- ・介護保険施設や養護老人ホームの整備に当たっては、個別ケアを進める手段の一つとして、個室ユニット化、個室化に係る整備への助成を行います。
- ・開設時から質の高いサービスを提供するため、施設職員に対する研修を支援します。

特養等における医療・看護サービスの推進

【現状と課題】

- ・特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、グループホーム、居宅等で暮らす高齢者の介護又は病状の重度化に伴い、看取りやたんの吸引、経管栄養をはじめとした重度者への医療的ケア等の必要性が高まってくるため、介護職員によるたんの吸引・経管栄養の実施や、介護保険施設や居宅等の高齢者が望む場所での看取りができる体制の確保が必要です。

【目指すべき方向】

- ・病院以外の場所で人生の最期を迎える人やたんの吸引・経管栄養が必要な高齢者の増加が見込まれることから、家族の意向等も勘案し、本人が安心して生活し、望む場所で最期を迎えることができるよう、施設等における看取り体制の整備及びたんの吸引等を推進します。

【個別施策】

高齢者が望む場所での看取りが可能な体制づくり【一部再掲】

- ・自宅や施設等、高齢者が望む多様な住まいでの看取りを可能とするため、医師や、看護師、介護職員等を対象とする研修会を開催すること等により、人材育成に取り組みます。

- ・人生の最終段階における医療・介護サービスを自ら選択することの意義の周知・啓発や、自宅や施設等の多様な住まいで看取りを可能とする取組み等を支援します。
- ・施設入所者等の高齢化や重度化が進んでいる現状を踏まえ、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）等の看取り空間の整備を支援します。

介護職員へのたんの吸引等の研修

- ・県又は登録研修機関による介護職員等を対象とした喀痰吸引等研修事業を行うとともに、介護福祉士が実地研修を受講するための登録喀痰吸引等事業者の登録を行います。

多様な住まいの確保

【現状と課題】

- ・バリアフリー構造や安否確認等のサービスを備えたサービス付き高齢者向け住宅等は、「在宅」と「施設」の中間的な住まいとして整備が進められており、今後も高齢者の単身世帯等の増加が見込まれる中、住み慣れた地域で安心して暮らす地域包括ケアシステムを実現する上で、重要な役割を果たすと考えられます。
- ・一方で、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の同一敷地内で複数の入居者にサービス提供が可能な介護サービス事業所等を併設している場合において、適切なサービスが提供されるためには、利用者の意向を踏まえた自由な介護サービスの選択や、介護保険サービスとそれ以外の独自サービスとの区分の明確化等、サービスの質の確保が必要です。

【目指すべき方向】

- ・サービス付き高齢者向け住宅等の供給を促進します。
- ・介護サービス事業所等が併設されている場合においては、入居者の意向に沿った適切なサービスが提供されるよう、事業者への指導、立入検査の強化、研修の充実、市町村との連携等、必要な取組みを推進していきます。

【個別施策】

サービス付き高齢者向け住宅等の供給促進

- ・整備費の補助等を行うことにより、サービス付き高齢者向け住宅等の高齢者向け住まいの充実を図ります。また、民間事業者の参入が進んでいない中山間地域等におけるサービス付き高齢者向け住宅の整備についても促進します。

高齢者向け住まいに関する情報提供の充実

- ・高齢者やその家族等が心身の状況等に応じて、適切に有料老人ホーム等の高齢者向けの住まいを選択できるよう、ホームページ等による情報提供を行います。

有料老人ホーム等への立入検査等

- ・有料老人ホーム設置に係る事前協議等を通じ、入居者への事前説明や安全対策等の徹底に係る指導を行います。
- ・市町村と連携を図りながら、計画的な立入検査、未届施設の把握と届出指導の実施等、県指導指針に基づく運営が行われるよう助言・指導を行うとともに、有料老人ホームの質の確保、向上のための研修を実施します。

県営住宅のバリアフリー化

- ・既設の県営住宅について、段差の解消、3点給湯、手すりの設置、スイッチのワイド化等のバリアフリー対応工事を実施します。

中山間地域等におけるサービス提供体制づくり

【現状と課題】

- ・中山間地域等の条件不利地域では、医療や介護サービスを担う事業所の参入が難しい面があります。地域住民等の参加も得ながら、地域の実情に応じた在宅サービスの基盤づくりを進めていく必要があります。

【目指すべき方向】

- ・中山間地域等においても、介護が必要になっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、地域の関係機関と住民と一緒に支え合い活動を展開するなど、暮らしを支える在宅サービスの提供体制づくりを推進します。

【個別施策】

中山間地域等における在宅サービス提供体制づくりへの支援

- ・中山間地域等において、地域の実情に応じた在宅サービス拠点の整備や地域住民と連携した生活支援サービスの基盤づくりをする団体等を支援します。

移動手段の充実

【現状と課題】

- ・認知症の人を含め、自動車を運転することができない高齢者等が、医療機関での受診や買い物等の日常生活を行うことができるよう、高齢者等の移動手段の確保・充実が求められています。

【目指すべき方向】

- ・ 認知症の人を含む高齢者等が住み慣れた地域の安心できる環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、高齢者等の移動手段の確保・充実を進めます。

【個別施策】

交通関係部局との連携による移動手段の充実

- ・ 市町村における福祉部局と交通関係部局との連携の強化や、地域の交通事業者等と市町村の福祉部局等による協議の場の活用等により、一体的な対策の検討を促進します。

生活支援サービス等による移動支援サービスの充実

- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業において実施される移動支援サービス（訪問型サービスD）等の普及・拡大や、地域の公共交通サービス及び移動支援サービスの充実が図られるよう、市町村の取組みを促進します。
- ・ 市町村や地域包括支援センターを対象とした研修会等を通じて、介護予防や生活支援サービスの充実と併せた移動支援サービスの取組みを促進します。

交通事業者等による認知症高齢者等の見守り支援の促進

- ・ 認知症の人が公共交通機関等を利用しやすいよう、交通事業者等に対する認知症サポーター養成を推進し、交通事業者等による見守り支援の取組みを促進します。